

令和4年5月25日

新型コロナウイルス感染症防止対策について

学校法人 青森田中学園
新型コロナウイルス感染症対策本部

国立感染症研究所によると、新型コロナウイルスの新規感染症患者は、3年ぶりに新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令されない連休となったゴールデンウィークによる数値への影響があるため、感染状況の評価が困難となっています。また、青森県では、1月初旬以降、新規感染症患者の発生数が継続して高い水準で推移しており、減少傾向が確実なものとはなっていない状況です。

全国的には大型イベントの開催が検討されるなど、これまでの行動制限の緩和が進んでいる状況ですが、本学園関係者の皆様におかれましては、「普段顔を合わせていない人との会食」等、マスクを外す場面のある学内外での活動を引き続き自粛いただき、以下に示す各対策を徹底するようお願いいたします。

本学園では、今後も本学園近隣地域の感染症拡大の状況を踏まえ、適宜、必要な対策を講じて参ります。最新の感染症対策は、学園ホームページで随時お知らせしますので、定期的な確認をお願いいたします。

1. マスクの着用

- ・原則として、学内ではマスクを着用するようにしてください。着用するマスクは、『不織布マスク』を着用し、飛沫防止の効果が限定的な「ウレタンマスク」や「布製マスク」を使用しないよう、ご協力をお願いいたします。
- ・飲食の際は、マスクを外す時間はできるだけ短くし、飛沫が飛ばぬよう注意を払ってください。飲食後は速やかにマスクを着用してください。
- ・学園関係者や友人などと、やむを得ず複数名で自家用車等に同乗する際は、常にマスクを着用するようにしてください。

2. 手洗いの徹底、検温、健康管理

出勤、登校時や休憩時間には、石鹸と流水による手洗いを励行してください。アルコール消毒液は、各建物の入り口等に設置していますのでご利用ください。毎日、朝晩に検温し、抵抗力が落ちないように睡眠・栄養を充分取り健康管理をしてください。ご自身に発熱等の症状がある時、または同居する方に風邪症状がみられる際は、出勤、登校を控えるようにしてください。

3. 学園入構時の検温の実施について

当面の間、学園校舎に入構する全ての方を対象としたAIサーモカメラによる検温を実施いたします。検温は、本部棟、7号館、5号館、学術交流会館の各棟の入口で実施します。検温により37.5度以上を感知した場合には、健康管理室での再検温を促すアナウンスが流れますので、速かに指示に従ってください。再検温により37.5度を超えた場合、ご自宅での静養をお願いいたします。なお、各棟の入口で学園関係者以外の方が規定以上の体温を感知された場合、再検温はせず、入構をお断りさせていただきます。

4. 授業環境の整備について

(1) 基本方針

三つの条件（密閉、密集、近距離の会話）を極力避けることを基本方針とし、学生は、一つずつ席を空けて着席してください。

(2) 換気の対応（可能な限り2か所以上の窓を開ける）

授業開始から45分後に担当教員が約10分間換気してください。教室内の気温の変化に応じた衣服等をご用意ください。授業の終了時に授業担当教員が窓を開けてください。次の授業開始時に授業担当教員が窓を閉めてください。（受講学生に協力してもらい窓の開閉をしていただいても結構です）

(3) 受講生密集への対応

履修者数が把握できる授業について、適切な教室を手配しています。教養科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。

【経営法学部のみ】

選択専門科目の履修人数を定期試験時の最大収容人数に限定しています。授業については、可能な限り座席指定を実施いたします。履修開始時の履修者過多については、可能な範囲で教室変更を実施します。

(4) 探究の基礎、専門演習・看護研究・特別研究等ゼミの運営

少人数での対話を中心とするゼミ等の演習では、それぞれが1m以上間隔をあけて着席するようにして下さい。

5. 学内の換気の徹底

教室、演習室、実習室、研究室などでは、密閉空間にならないよう、適宜、換気することを心がけるようにして下さい。

6. 部活等、課外活動での注意

サークル・団体等による対面による活動を行う場合は、以下の感染症予防を踏まえた活動をして下さい。なお、臨地実習を予定する学生で、各種課外活動に参加を希望する場合は、各学部学科のアドバイザー等に相談し、参加の可否を検討して下さい。

- ・各サークル、団体等は活動再開に向けた「令和4年度前学期 活動再開届」を学習支援センターに提出し、活動許可を受けること。
- ・「体調不良等の症状がある」、あるいは「同居家族や身近な知人等に感染が疑われる方がいる」学生は、活動に参加しないこと。
- ・活動の前後に手指の洗浄や消毒を実施し、道具や器具の共有はなるべく避けること。
- ・屋内で活動する際には、マスクを常時着用し、可能な限り常時換気に努めること。常時換気が困難な場合はこまめな換気（30分に1回、5分程度 2か所以上の窓を開ける）に努めること。
- ・活動中の飲食は最低限に留めること。サークル・団体等による会食や飲み会などは開催しないこと。
- ・当面の間、原則として青森県外での活動、集客を伴うイベント等の開催をしないこと。
- ・原則として、活動は学内で行い、参加者は学園関係者に限定すること。学園外での活動が必要になった場合は、速やかに学習支援センターに申し出ること。
- ・強化指定部は、原則として、公式戦を除く青森県外への遠征や対外試合の実施および当該地にキャンパスを置く大学等との交流、指導者や学生等の招聘、その他接触のある活動を禁止します。

7. カフェテリア利用について

本学のカフェテリアでは、昼食時には、多くの学生が集中するため、椅子を外し一つ置きに座るようにしていますので、勝手に椅子やテーブルを移動しないようご理解、ご協力をお願いします。

弁当等を持参した学生は、カフェテリア以外の7号館フリースペース、1号館ホール、2号館ラウンジ等の他、各教室等を利用してください。これらのスペースにおいて複数名で食事をする際には、大人数でまとまらず、最大3名で食事をするようにして下さい。

8. 青森県外への移動について

教職員および学生の皆様は、青森県からの要請に従い、県境を越えた不要不急の移動を自粛して下さい。また、令和4年2月以降、日本政府による「緊急事態宣言」が適応された場合、対象区域となった都道府県への移動を、原則として禁止します。やむを得ない事情により、これらの地域への移動が必要となった場合は、速やかに学習支援センターまで申告してください。同対象地域へ移動した場合、帰青後の2週間は、学園構内への入構を禁止しますのでご注意ください。なお、就職活動でこれらの地域への往来を求められた学生は、事前にキャリア支援センターまでご相談をお願いします。

◀ 対象地域への移動申告フォーム <https://forms.office.com/r/ZphPvbqrY9> ▶

9. 外部講師、来客等の県外からの来校について

やむを得ず県外からの来客等の受け入れが必要となった場合は、総務課まで事前に申請するようにお願いいたします。当面の間、青森県外からの外部講師の受け入れの際は、オンラインでの授業を検討してください。

10. 学外での感染拡大防止対策について

学外におけるマスク着用など、日常生活における感染防止策を徹底していただくとともに、当面の間は、感染リスクが高まる「会食」や「飲み会」への参加を自粛するようお願いいたします。

11. アルバイトについて

「接待を伴う飲食店」、及び、当面の間は、主にアルコールを提供する居酒屋など、マスクを外した方々との接触のあるアルバイトや、マスクを外す場面のあるアルバイト活動を禁止します。

12. その他

図書館については入館人数制限（100人）を行う場合もあります。また、一般の方の入館は当面の間、禁止とします。

13. 新型コロナウイルス感染症に関する連絡と相談について

学園関係者の皆様が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、あるいは保健所から濃厚接触者に指定された場合は、速やかに本学園学習支援センターまでご連絡をお願いいたします。その他、感染症に関わるご相談についても同センターで受け付けますので、よろしくようお願いいたします。

学習支援センター（担当：古山、原田）

9:00～17:30 017-728-8169（直通、土日祝除く）

上記以外の時間 asc2@aomoricgu.ac.jp